

新型コロナウイルス感染症対応基準一覧

警戒レベル	フェーズ／対応		会議全般の対応				本会議	議運・常任委員	議員全體會協	その他の協等の場
			傍聴中止	会議室の換気	会議時間の短縮	執行部出席者の制限				
3	1	町内で感染者が発生した場合（感染経路が特定されている）	全面中止検討	定期的な換気	短縮検討		・一般質問の短縮を検討	・議員控室のほか、3階大会議室で実施	・3階大会議室で実施	・議員控室のほか、3階大会議室で実施
	2	町内で感染者が発生した場合（感染経路が特定できない）	全面中止	定期的な換気	短縮検討		・一般質問の短縮又は中止を検討	・議員控室のほか、3階大会議室で実施	・3階大会議室で実施	・議員控室のほか、3階大会議室で実施
	3	町職員（濃厚接触）	全面中止	窓・扉の開放	短縮検討	検討	・一般質問の短縮又は中止を検討	・議員控室のほか、3階大会議室で実施	・3階大会議室での実施又は中止の検討	・議員控室のほか、3階大会議室で実施 ・中止の検討
	4	町職員（感染）	全面中止	窓・扉の開放	短縮	実施	・一般質問の中止	・議員控室のほか、3階大会議室で実施	・3階大会議室での実施 ・中止	・議員控室のほか、3階大会議室で実施 ・中止
	5	議員（濃厚接触）	全面中止	窓・扉の開放	短縮	実施	・一般質問の中止	・議員控室のほか、3階大会議室で実施	・中止	・中止
	6	議員（感染）（半数より少数）	全面中止	窓・扉の開放	短縮	必要最小限で実施	・一般質問の中止	・議員控室のほか、3階大会議室で実施	・中止	・中止
	7	議員（感染）（半数以上）					・議案の専決処分を認める（地方自治法第179条第1項）	・中止	・中止	・中止

※ 濃厚接触者の定義は、国立感染研究所が示すものとする。